

【加味根】日本共産党の加味根史朗でございます。通告しています諸点について知事並びに関係理事者に質問をいたします。

障害者の叫びを受け止め、介護保険制度優先の原則の廃止を

第一に、障害者総合支援法の第7条、介護保険制度優先の廃止についてです。障害者総合支援法の第7条、介護保険制度優先の原則によりまして、住民税非課税世帯の障害者が障害福祉サービスを無料で利用してきたのに、65歳になったとたん、介護保険サービスに移行させられ、1割負担の利用料徴収を強いられ、サービスや利用時間が削られる問題が府内や全国各地で発生しています。このため、府内や全国の障害者の中で、介護給付費等の支給決定に係る処分を不服として、都道府県知事に審査請求を行い、却下された場合、裁判に訴える事態となっています。さらに障害者団体として全国的に障害者総合支援法の第7条の廃止を求める署名運動も取り組まれています。

右京区に住む体幹機能障害の手帳2級をもつ男性Aさんに話を聞きましたが、精神障害の弟と二人暮らしで、平日は、送迎車で共同作業所に通所をしています。外出には手動車椅子に乗って地域生活支援事業の移動支援サービスを利用しています。一昨年8月までは、体幹機能障害で家事ができないため、土曜日3時間、日曜日は隔週の2時間、障害福祉サービスとして家事援助のヘルパーさんに来てもらい、買い物や夕食の調理、家の中やお風呂の掃除などをしてもらっていました。Aさんは住民税非課税ですので、障害福祉サービスは無料でした。

一昨年8月に65歳になるため区役所の指示により介護保険の要介護認定の手続きをしました。その結果、家事援助が介護保険サービスに変更され、土曜日のサービス時間が1時間へと2時間削減され、日曜日は1時間へと1時間減らされました。1時間では、買い物と調理しかできません。家の掃除が行われなくなり、風呂にカビがこびりついて使えなくなりました。冬の今でもシャワーしか使えません。負担金はゼロ円から月2624円となりました。精神障害の弟は仕事をしていますが、夜遅くしか帰ってこず、家のことはしてくれません。二人暮らしで弟に収入があるため、生活保護は受けられません。Aさんの収入は、障害基礎年金のみであり、介護保険料や国民健康保険料などの負担もあり、非常に厳しい生活を余儀なくされています。

Aさんは、「無料でサービスを受けてきたのに、65歳になってなんで有料になるのか。なんでサービスが減らされるのか。納得できない」と訴え、介護給付費等の支給決定に係る処分を不服として、京都府知事に審査請求を行っています。

四肢言語障害で手帳1級をもつ、京都市内で一人暮らしの女性Bさんは、65歳になって介護保険の手続きをして要介護4に認定されました。しかし、今まで自己負担が無料だったのに住民税非課税世帯の自己負担限度額1万5千円を支払わなければならなくなり、ヘルパー派遣時間も減らされてしまいました。週1回歯科衛生士さんに来てもらっていたのも有料になりました。Bさんも、「ヘルパー介護の時間が減らされ、お金を払わなければならなくなったことは納得できません。1万5千円は、かなり家計に負担です」と話しておられます。

Bさんは、市長への手紙や人権救済の申し立てなどの方法で納得いかないことの意味表示をしようと検討されています。

本府として、このような障害者の叫びをどのように受け止めますか、そして障害者総合支援法の第7条、介護保険制度優先の原則をどのように考えますか、認識をお伺いします。

国の介護保険制度廃止までの間、障害者の1割負担に対し 府独自に住民税非課税世帯の無料制度の創設を

障害者が、福祉サービスを利用するたびに1割負担を強いられる応益負担は、障害の重い人ほど負担が増すことになり、“法の下での平等”“生存権保障”を明記した憲法に違反するものです。そのことは、「障害に伴う支援を得るために利用料が発生するのは違憲だ」として訴えた、障害者自立支援法違憲訴訟団と国が2010年1月に結んだ「基本合意」に示された内容です。基本合意では、国が、応益負担によって「障害者、家族、関係者に対する多大な混乱と生活の悪影響を招き」「尊厳を深く傷つけた」ことに対し、「心から反省の意を表明」し、この反省を踏まえ、応益負担制度と自立支援法を廃止し、「障害福祉施策の充実が憲法等に基づく基本的人権の行使を支援することを基本とする」と確約しました。

そして、「介護保険制度との統合を前提とはせず、本訴訟における原告らから指摘された障害者自立支援法の問題点を踏まえ、障害者の現在の生活実態やニーズなどに十分配慮した上で、しっかり検討を行い対応していく」。当面の措置として、「平成22年4月から、低所得（市町村民税非課税）の障害者及び障害児の保護者につき、障害者自立支援法及び児童福祉法による障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とする措置を講じる」と確約しました。訴訟団は「基本合意」で、少なくとも市町村民税非課税世帯には利用者負担をさせないこと、介護保険制度優先原則である障害者自立支援法第7条を廃止し、障害の特性を配慮した選択制等の導入をはかることなどを求めました。

その後、国の障がい者制度改革推進会議総合福祉部会が明らかにした「骨格提言」は、障害者が地域で暮らすことを権利として明記させることや、利用者負担については原則無償とすることなど、画期的な提起を行いました。

本府においては、障害者当事者、関係者、家族の皆さんの運動によって、全国に先駆けて低所得の障害者に対するサービスの「自己負担概ね半額化」が実現し、2011年度から国の制度として非課税世帯の障害福祉サービスゼロ円がスタートし、今日に至っています。ところが、自立支援法に代わって制定された障害者総合支援法には、応益負担原則や介護保険制度優先原則が残され、65歳になれば1割負担が強いられる状況が継続されてきました。現在、障害者総合支援法の施行3年後の見直し作業が進められています。この機会に、介護保険制度優先とそれに伴う負担問題の抜本的な改善が必要です。

そこで質問いたします。障害者自立支援法違憲訴訟団と国の「基本合意」にもとづき、障害者総合支援法の応益負担条項を廃止するとともに、第7条、介護保険制度優先原則を廃止し、介護保険・自立支援給付のどちらかを障害者本人が選択できるようにし、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめるよう国に求めるべきです。あわせて、介護保険制度を利用する高齢障害者が障害福祉サービスを使った場合に、自治体に対する国庫負担金を減額する規定をただちに中止するよう要望すべきです。いかがですか。同時に、国が介護保険制度優先を廃止するまでの間、65歳以降の障害者の介護サービス1割負担に対して府独自に住民税非課税世帯の無料制度を創設すべきであると考えますが、いかがですか、お答えください。

【知事】かみね議員のご質問にお答えいたします。障害者に対する介護保険優先原則についてでありますけれども、「障害者総合支援法では介護保険対象者から利用申請があった場合に、就労支援等の障害福祉固有のサービスを利用する場合を除き、原則として介護保険からの給付が優先される」。これは、自助・共助・公助の考え方に基づいて、まずは社会保険制度である介護保険を優先

させるといふ国の考え方でありまふ。しかしながら、介護保険対象となつた瞬間に一律1割の自己負担が発生するといふしくみは、確かに障害者の方からすれば問題があると考えております。

平成27年度6月にも、全国知事会として制度の見直しを国に求めてまいりました。障害者の年代を通じての公平性か、介護を受ける方との公平性かといふ問題についての議論でありますので、京都府といたしましては、誰もが安心して必要なサービスを利用できるよう、低所得者対策のいっそうの充実や介護保険対象者が障害福祉サービスを利用した場合の国庫負担基準額につきましても、国の責任におきまして、必要な財源を確保した上で適切な水準に改めるよう知事会を通じまして国に求めてきたところでありまふ。

国には現在、開会中の国会に障害者総合支援法の改正案を提出すべく、見直しに向けた検討が今進められているといふふうと考えております。この制度自体は国の制度の調和の問題でありますので京都府独自の制度といふのは考えておりませんが、京都府といたしましては全国の一律の制度として取り組まれるべき、低所得者対策など、これまで国に求めてきた内容が法案に反映されるかどうか、しっかりと注視するとともに障害当事者やその家族の方々の意見も十分お聞きして、地域で安心して生活していただけるように市町村と十分に連携し、施策の推進に全力で取り組んで行きたいと考えております。

【かみね・再質問】この制度が問題がある、見直しを求めてきたといふことなんですが、この問題は、介護保険制度優先の原則によって応益負担が生じて、障害者の人間としての尊厳が踏みにじられている。そういうふう認識をすべきではないかと思ひます。障害者の人権を蹂躪しているこの問題、これを進めている国の不当性をやっぱり正す、この必要性があるといふふう思ひます。そういう認識をもってあたる必要があると思ひますが、再度ご答弁をお願いしたいと思ひます。

【知事】先ほど申し上げましたように、介護保険の対象となつた瞬間に一律1割の自己負担が発生するといふ仕組みは非常に障害者の皆様にとりまして、負担が大きくなり、これはやっぱり問題であるといふことで、全国知事会としても制度の見直しを国に求めて来たところでありまふ。一方で、介護保険の方で障害のある方が、後で障害があつた場合には1割の負担をすると、いふこととの公平論といふものも出てきているわけでありまふので、その点につきましてはしっかりと障害者のみなさんの生活、そして権利が守られるように国において、今、支援法の改正案を提出すべく見直しが行われているところでありまふので、これについて京都府としても、また全国知事会としても求めていきたいと考えております。

【かみね・指摘】今回、提起をさせていただいた問題は、人間の尊厳を守る社会をつくるのかどうか、こういう問題ではないかと思ひておりまして、そういう意味で、生涯をとおして障害をもっている方が人間の尊厳が損なわれないような、そういう制度にしていくべきだと。基本的人権をしっかりと守る、そのために知事として行動していただくよう強く求めまして、次の質問に移りたいと思ひます。

府の中小企業施策の振興・発展のために中小企業会館の存続を

次に、京都経済センター(仮称)と中小企業会館についてであります。京都商工会議所、京都工業会、京都産業会館・京都織物卸商業組合、京都府中小企業センター、京都信用保証協会、京都府、京都市など8者が、府域の中小企業が抱える課題にオール京都の総合力で取り組むとして、平成

30年度竣工をめざして京都経済センターの整備を進めようとしています。中小企業会館で活動する多くの中小企業団体も、会館を管理運営する中小企業センターを中心に経済センターへの参加について協議を進めていると聞いていますが、そのなかで中小企業団体からいくつかの重要な問題点が提起されています。

そこで質問します。一つは、そもそも中小企業会館を建設し、中小企業団体と京都府が共同で進めてきた中小企業政策の基本姿勢がどうなるのかということでもあります。中小企業会館は、府内の中小企業団体の会館建設を求める運動に応じて京都府が1970年に会館建設を発表し、石油ショックの経済困難を乗り越え、府内中小企業団体の総意を集め、多数の中小企業団体が2億円近い募金まで行って1974年6月に竣工した府内中小企業団体のセンターであり、京都府の中小企業振興の拠点施設です。また地域住民のかけがえのない交流施設でもあります。以来、今日まで42年間、施設の改修整備を重ねながら、中小企業団体自身の自主的な運営を保障し、京都府との共同で京都経済の発展に寄与してきました。小規模企業の持続的発展を支える極めて重要な役割も果たしてきました。このように本府と中小企業団体で中小企業団体の自主性を尊重し、京都府と共同で進めてきた中小企業政策の基本姿勢は堅持されなければならないと考えますが、いかがですか。

二つめに、経済センターの事務所家賃の問題です。本府は、中小企業会館での説明会で、「経済センターの場所は京都市の四条烏丸という中心部のため地価が高く、近隣の貸館の料金を見ると家賃は中小企業会館の3倍程度になる」としています。これに対して中小企業団体から「家賃の3倍程度ではとても行けない」「今の家賃程度でなければ入りたくても入れない」という声が上がっています。これに対して本府は「土地所有者の京都市に出来るだけ低廉になるよう交渉する」と答えるにとどまっています。中小企業会館には、24の中小企業団体が入っていますが、ほとんどが零細な団体です。これら零細な中小企業団体の「今の家賃程度でなければ行けない」という意見が生かされなければ、結局これらの中小企業団体は、経済センターに行けないということになります。本府として、こうした状況が生まれることは仕方がないと考えているのか、それとも、今の家賃程度で入れるよう保障する措置を講じると約束できるのですか。お答えください。

三つ目に、中小企業団体として中小企業会館内の貸会場で行っている活発な研修などの事業の問題です。中小企業団体からは、「資格やスキルアップのための研修などの事業を、年間を通して週何日も実施している。それも貸会場の使用料金が安く、会場が多いためできているが、経済センターに移って、それができるのか」という疑問も出されています。当然の声です。しかし本府からは、「貸会場については今後相談する」と明言をされておられます。現在の中小企業会館の事務所部分を除く貸会場面積は1829㎡ですが、経済センターの会議室や多目的ホールなどの共用部分の予定面積は2100㎡です。この共用部分を商工会議所や工業会、京都産業会館・京都織物卸商業組合などといっしょに使うわけですから、中小企業会館で行われてきた中小企業団体の研修などの事業が今まで通りできなくなる可能性は大です。しかも会場の使用料金が大幅に上がることも予想されており、研修などの事業を大幅に縮小せざるを得なくなるのではありませんか。本府として、中小企業会館で行われてきた研修などの事業がこれまで通りの回数と相当の費用で実施できるようにすると約束できるのですか、いかがでしょうか。

経済センター整備は拙速に進めるべきでない

四つ目に、中小企業会館の中小企業団体の経済センター整備の協議の進め方が、あまりにも拙速だという問題です。文化庁の京都移転のためということで、中小企業会館が移転対象施設として挙げられたのは重大です。中小企業会館を運営する中小企業センターに参加する中小企業団体

の意向を全く無視するやり方だと言わざるを得ません。一方、本府の強い要請で京都府中小企業センターが経済センター建設委員会の代表として、京都経済センター整備事業に係る契約を締結する議案が2月1日の理事会で多数で決定され、2月19日に評議員会で議論されたと聞いています。

しかし、この議案の決定に当たって、先に述べた事務所の家賃がどうなるのか、これまで通り研修などの貸会場を使った事業ができるのかどうかについて明確な説明がされていないということです。この2つの問題は、中小企業団体の持続的発展を保障できるかどうかの死活的な要素となる情報であり、この情報が明らかにされないまま本府が理事会での決定を求めるというのは、中小企業団体の疑問を無視するものであり、有無を言わずトップダウンで押し付けるやり方ではありませんか。認識をお伺いします。

五つ目に、中小企業会館内の零細な中小企業団体が経済センターに入れられない場合、その中小企業団体はどうなるのかという問題です。本府は、「経済センターは平成30年竣工、30年度からセンターを稼働させる。中小企業会館は平成30年度まで使用可能」と説明し、事実上、経済センターが稼働すると同時に中小企業会館を閉鎖する意向を示しています。結局、経済センターに入れられない零細な中小企業団体は中小企業会館の閉鎖に伴って追い出され、路頭に迷うことにならざるを得ません。そういう方針なのですか。お答えください。私は、この際、中小企業の振興発展のために、中小企業会館を存続発展させることを検討すべきだと考えますが、いかがでしょうか、お答えください。

最後に、経済センターのあり方についてです。経済センターの目的は、先ほども紹介したように「府域の中小企業が抱える課題にオール京都の総合力で取り組むため」ということですが、今まで見てきたように中小企業会館で活動する多くの零細な中小企業団体が入れない経済センターになる恐れが濃厚です。いま、小規模企業振興基本法が出来て、本府においても小規模企業の持続的発展をどう図るかが厳しく問われているときに、零細な中小企業団体を事実上排除するセンターをつくることは、法の精神にも府内の中小企業が抱える課題に取り組むことにも逆行するものであると言わざるを得ません。しかも、経済センターで中小企業団体が今まで通り会場を借りて行ってきた事業を保障するために、貸会場などの共用部分をもっと多く確保することができる物理的スペースがあるにもかかわらず、にぎわいスペースとして、商業施設やカフェ施設、飲食施設を相当部分確保しようとしています。中小企業団体のためのセンターであるにもかかわらず中小企業団体の活動を縮小させる計画を立てることは、本末転倒と言わざるを得ません。この指摘にどう答えますか、お答えください。

【商工労働観光部長】 京都経済センター（仮称）でございますが、中小企業会館についてであります。経済センターは府内の中小企業団体、経済団体機能の集積を図ることによって、これまで中小企業会館が果たしてきた機能に加え、中小企業を担う高度な人材の育成、産学公の連携、海外販路開拓など、オール京都体制で1ランクも2ランクもアップした中小企業支援機能を備え、中小企業のさらなる発展を支援するものでございます。また、中小企業会館は、平成16年度に耐震調査を実施した結果、耐震上の問題があることが判明し、平成19年度に耐震改修工事の実施設計を行ったところ、6億円余りの費用がかかることが判明しました。工事費は、建設費の高騰により、現在は何割も上がることが想定されるとともに耐震工事を実施しても部屋の中心に柱を入れたり、壁面も補強する必要があるなど有効面積が減って使い勝手がかなり悪くなる上に、仮に、高額な改修工事費を家賃に反映させた場合、大幅に家賃が上昇することが見込まれ、中小企業センター理事長からも、施設新築の要望を受けたところであります。

さらに、現在地での建て替えの場合は、長期間にわたって施設の活用が出来ないことをふまえ

ると、京都商工会議所はじめ経済界から要望があった総合支援拠点整備との一体的整備が理想的だとの結論に至ったところでございます。経済センターによりまして、新たな支援機能が付加され、入居団体が受けるメリットも増え、また利用者の利便性ははるかに向上する市内中心地にあることから、事務所家賃が現会館より上がる可能性があることはご理解いただきたいわけですが、その対応といたしまして、建設価格を大幅に低廉にすることで家賃上昇の抑制を図るため、経済団体を中心とした建設委員会でプロポーザル方式により事業者の選定を行うなど、府が中心となり最大限の努力を図っているところでございます。

研修事業につきましては、各団体がこれまでから行ってきた取り組みに加えまして高度な人材育成事業や立地のよさを生かした販路開拓機能を強化するため、現在の中小企業会館のホール・会議室の面積の6割増の3千㎡を確保し、中小企業会館の稼働率が概ね3分の1程度だったものの向上を図りまして、低廉に利用していただくよう今後も工夫をしていく予定としております。これまでから、経済センター整備につきましては、現在地での会館の存続は現実的ではなく、新築移転をすることの理解を得るため、理事会の場や入居団体への説明会を通じて丁寧な説明を行ってきたところです。加えて、移転後も中小企業会館機能が、経済センターの中核となることから経済団体を代表して建設を進める役割を担う協定締結の議決に対しても理事会においては反対の声はなく、議決されたところでございます。

また、経済センターの移転については入居団体の自主的な判断によるため、移転されない場合も予想されますが、そうした場合でありまして各団体の相談にのりまして丁寧に対応してまいりたいと考えております。賑わい施設の整備につきましては、中小企業の振興に必要な面積を確保しても容積率に余裕があることから、地権者である京都市から地域活性化に資する機能を加えたいという提案を受けて整備するものでございまして、中小企業団体の活動を縮小するものではなく、民間の収益力を生かすことで家賃の低廉化にも資するものであります。また、賑わい施設保有者には他の入居団体と協力して、まちの魅力向上や賑わいの創出を図ることを条件づけておりまして、多くの人々が集まって交流することで従来から活動拠点となっていた繊維産業を始めとする幅広い分野の中小企業を活性化する、相乗的効果を生み出していく考えでございます。

中小企業団体が主役の府政運営を

【かみね・再質問】今の部長の答弁で、中小企業会館に入っておられる多くの中小企業団体の皆さんが納得をされるかという、そうはならないのではないかというふうに言わざるを得ません。家賃も低廉になるように努力すると言っているんですけども、具体的な金額が具体的に示されないと検討できないんですよ。そういう点では、本当に小規模企業も大事ということであればですね、事務所家賃など中小企業団体が納得できるような案を提示をして、一緒になって考えていく、そういう姿勢が必要ですし、そういうとりのくみをおこなうべきではないか。その具体的な提案がなされていない。そこはやっぱりやるべきではないかというふうに思います。そこは、再質問したいというふうに思います。理事会で「反対もなく」ということでしたけれども、保留されて具体的に問題点を指摘された方が複数おられると、拙速だと言う声が上がっていたというふうに聞いております。耐震工事についても6億円かかるということですけども、長年の自主的な運営の努力によりまして、4億円の黒字を作ってきているというようなこともありますのでね。中小企業団体の皆さんが、拠出もして京都府と一緒に耐震化工事をやって中小企業会館を存続発展させる条件はあると。無いのは京都府の姿勢なのかなと言わざるを得ませんので、その点再度ご答弁をいただきたいと思っております。

【商工労働観光部長】家賃についての再質問でございますが、まだ建設主体が決まっておらず、建設費が決まっていない中、数字として出てこないわけでございますが、今後、建設予定地の地代や整備コスト、収支など総合的に勘案して価格設定をできるだけ早くしていきたいと思っておりますけれども、できるだけ低廉になるように努めて多くの中小企業団体が入居できるように丁寧にしてまいりたいと考えております。これまでから、経済センターの整備については先ほども申し上げましたように、事あるごとに理事会の場で説明すると同時に説明会を入居団体に行ってきましたし、これからもしっかりと説明をしてやっていきたいというふうに考えているところでございます。

【かみね・指摘】今の答弁でおわかりのように、具体的に家賃がどうなるかということは、まだ示せない段階なんですね。それにもかかわらず、理事会で中小企業センターが、経済センターを中心に契約をして欲しいと。こういうことを京都府が無理矢理求めて決定させるというやり方がおかしいのではないかと云々を言わざるを得ません。かつての京都府は、中小企業会館の建設、運営をはじめとしてですね、中小企業政策の立案や執行にあたりまして中小企業団体の意見・要望を尊重して、共同してすすめる姿勢を貫いてきたと思います。しかし、今、経済センターの構想と建設に当たってとっている本府の姿勢はですね、中小企業団体の意向を事実上、無視するようなやり方、事実上、零細な中小規模企業団体を切り捨てるようなやり方だと言わざるを得ません。私は、やっぱり中小企業団体が主役の府政運営をしっかりとやるように強く求めまして、私の質問を終わりたいと思います。ご清聴ありがとうございました。